

日向市教育大綱に基づく 令和8年度教育施策



ALTとの外国語授業

日向市教育委員会

目次

	ページ
I. 日向市教育大綱	1
II. 日向市教育大綱に基づく主な施策	2～3
III. 令和8年度重点事業	4～7
IV. 施策の展開	8～12
V. 教育委員会組織	13
①教育委員名簿	
②教育委員会組織図	
VI. 参考資料	14～19
資料1 日向学校教育プラン	
資料2 日向市同和教育基本方針	
資料3 日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例	
資料4 宮崎県教育基本方針	
資料5 宮崎県人権教育基本方針	
資料6 日向市総合教育会議設置要綱	
資料7 日向市総合教育会議組織	

I 日向市教育大綱

～ふるさと日向を誇りに思い、未来を切り拓く人づくりを目指して～

本市は、温暖な気候に恵まれ、美しい海と山々がもたらす「黒潮文化」と「森林文化」が融合した自然豊かなまちです。また、神武天皇のお舟出伝説が残る美々津や、国民的歌手若山牧水の生誕地である東郷など、歴史と文化の香り高いまちでもあります。

さらに、古くから物流の拠点であった細島港の整備と高速道路の開通により、産業と交通の要所としてその重要性は一層高まっています。

このような本市の豊かな自然や先人が残した地域の宝を生かしながら、ふるさと日向を誇りに思う心を育み、未来を切り拓く人づくりを目指して、ここに日向市教育大綱を定めます。

【基本理念】

生涯にわたって学ぶ環境を整え、家庭教育、学校教育、社会教育の充実・振興を図るとともに、地域社会が一体となって「心豊かでたくましく生きる力」「ふるさとに誇りを持つ心」「自ら考え、学び、行動する力」を育みます。

【基本方針】

1. 未来を担う心豊かでたくましい人を育む基盤づくり

学校、家庭、地域が連携しながら、ふるさとに誇りを持ち、世界に羽ばたく、社会に貢献する人材を育みます。そのためには、確かな学力と豊かな心を身に付けるとともに、社会の変化に対応できる、たくましいこどもの育成を推進します。

2. 生きがいや充実感を得られる生涯学習社会づくり

誰もが気軽に主体的に生涯学習に取り組み、生きがいや充実感を得られるような生涯学習社会づくりを推進します。

3. 多様で個性豊かな文化の創造

ふるさとの伝統、文化、歴史を理解し大切にす豊かな人間性を育むとともに、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できる環境づくりに努めながら、多様で個性豊かな文化の創造を推進します。

4. 人権と平和を尊重する人づくり

一人ひとりの個性が尊重され、誰もが自分らしく能力を発揮するとともに、平和を希求する心を育む教育を推進します。

Ⅱ 日向市教育大綱に基づく主な施策

基本方針1 未来を担う心豊かでたくましい人を育む基盤づくり

1-1 学校教育の推進

- 児童生徒一人ひとりの資質や能力の向上を図り、確かな学力と心豊かでたくましく、生きる力を備えたこどもを育む取組の推進に努めます。
- 「小中一貫教育」、「キャリア教育」、「コミュニティ・スクール」、「幼保小連携」の4つを軸としながら、「自律的な学び」、「居場所づくり」、「インクルーシブ教育」の3つを重点推進項目として、こどもたちが安全・安心な学びの場において、自ら考え、判断し、行動・表現し、結果を振り返りながら、将来の夢を実現できるよう、学校教育の推進に努めます。
- 小中学校のICT環境の充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上をはじめ、情報リテラシーの育成を図ります。
- 児童生徒が問いを持ち、仲間と学び合いながら力を育む授業づくりを目指し、教員一人ひとりの授業の改善を図り、指導力の向上に努めます。
- 特別な支援や配慮を要する児童生徒一人ひとりが、発達の段階に応じた指導や支援を受けられる環境づくりに努めながら、特別支援教育に係る教職員の専門性の向上に努めます。
- 高等学校や大学等へ誰もが進学できるよう、奨学金制度や教育資金貸付制度の適切な運用に取り組みます。

1-2 教育環境の充実

- 児童生徒が安全で安心して教育が受けられるよう、学校施設の整備改修に努めるとともに、防災力の向上に努めます。
- 将来の児童生徒数の減少を見据え、学校の再編整備（通学区域の見直しや統廃合）についての計画の策定に取り組みます。
- いじめや不登校に対する相談及び支援体制の充実を図るとともに、学校をはじめ、地域などと連携したこどもの居場所づくりに努めます。
- 安全で安心な学校給食の提供に努めるため、衛生管理を徹底するとともに、計画的な施設設備の長寿命化を図ります。また、国の交付金事業等を活用し、学校給食にかかる子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

基本方針2 生きがいや充実感を得られる生涯学習社会づくり

2-1 生涯学習・青少年健全育成の推進

- 学びたい人が学びたいことを学べる生涯学習の環境づくりに努めます。
- 社会教育関係団体の活動を活性化できるよう支援に努めます。
- こどもに読書の楽しさを伝えるとともに、こどもや市民の読書活動を支援するため

図書館サービスの充実や環境づくりに努めます。

- 地域全体で子どもを守り育てる取組を支援し、関係機関との連携を図りながら、青少年の健全育成に努めます。

基本方針3 多様で個性豊かな文化の創造

3-1 文化芸術の振興

- 市民の文化芸術活動の支援や、市民が文化芸術に気軽に親しめる機会の創出を図るとともに、活動の拠点となる文化施設の計画的な改修に努めます。
- 国指定妙国寺庭園をはじめ、美々津伝統的建造物群保存地区や、県・市指定の文化財の保存・継承・活用に努めるとともに、未指定文化財等の調査研究にも取り組んでいきます。
- 若山牧水など先人の顕彰（残された貴重な資料の保存、活用）に取り組みながら、「牧水の生誕地日向市」を全国に発信し、若山牧水を生かした地域づくりに努めます。

基本方針4 人権と平和を尊重する人づくり

4-1 人権・平和の尊重

- 小中学校において、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育・平和教育の推進に取り組めます。
- 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、全ての市民の人権意識の醸成を図る研修や啓発に取り組みながら、人権・同和教育の充実を図ります。
- 修学旅行や平和に関する講演会、中学生を沖縄や長崎へ派遣する平和交流学习等を通して、平和教育・啓発活動に取り組めます。

Ⅲ 令和8年度重点事業

令和8年度日向市一般会計予算を活用し、日向市教育委員会で重点的に取り組む事業は以下のとおりです。 【 】内は今年度予算額

1-1 学校教育の推進

- キャリア教育推進事業 【13,100 千円】(学校教育課)
 - ・キャリア教育コーディネーターの配置
 - ・よのなか教室の実施
 - ・14歳のよのなか挑戦の実施
 - ・キャリア教育通信の発行などの情報発信
 - ・「よのなか花まる先生」による学習支援

- コミュニティ・スクールに要する経費 【1,481 千円】(学校教育課)
 - ・市内全小中学校におけるコミュニティ・スクールの活性化

- 地域学校協働活動推進事業 【4,089 千円】(学校教育課)
 - ・地域学校協働活動の充実

- 学校ICT環境整備事業(小・中学校) 【301,083 千円】(学校教育課)
 - ・プログラミング教育の推進
 - ・ICTを活用した分かりやすい授業の展開
 - ・デジタルドリルの活用
 - ・ICT支援員による校内ICT環境の整備や効果的な活用支援
 - ・児童用タブレット端末の更新
 - ・県統合型校務支援システムの活用
 - ・タブレット端末持ち帰りに伴うモバイル型Wi-Fiの貸出

- 学校再編事業 【8,700 千円】(学校教育課)
 - ・学校再編計画策定の取組

- ひゅうがの学びサポート事業 【5,873 千円】(学校教育課)
 - ・学力向上担当専任指導主事の配置
 - ・授業力向上に関する研修等の実施
 - ・授業力向上に関する学校への指導助言
 - ・日向市教育振興会補助金による研究会及び研修会補助
 - ・「ひまわりフェスティバル」開催補助

- 読書活動充実事業 【8,063 千円】(学校教育課)
 - ・学校図書館司書の配置
 - ・市立図書館等と連携した学校図書館の環境整備及び読書活動の充実

○外国語教育推進事業 【40,875 千円】(学校教育課)

- ・外国語担当専任指導主事の配置
- ・A L T の効果的な活用
- ・外国語教育の充実
- ・国際教育交流の連携先選定

○教職員の働き方改革推進事業 【20,854 千円】(学校教育課)

- ・スクール・サポート・スタッフの配置
- ・公立中学校部活動指導員の配置
- ・公立中学校部活動改革協議会の設置、開催
- ・採点システムの運用

○障がいのある児童生徒の教育の充実に要する経費 【89,235 千円】(学校教育課)

- ・特別支援教育担当専任指導主事の配置
- ・特別支援教育支援員の配置
- ・チャレンジ教室ひなた(通級指導教室)の活用の推進
- ・教育支援委員会の開催

1-2 教育環境の充実

○スクールサポート事業 【35,207 千円】(学校教育課)

- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・生徒指導担当専任指導主事の配置
- ・日本語指導支援員の配置
- ・教育支援センターひまわりラウンジの充実
- ・校内教育支援センター支援員の配置

○調理設備等の充実に要する経費 【3,824 千円】(学校給食センター)

- ・給食食缶、調理機器の更新、台車等の修繕ほか

○学校給食運営事業 【375,402 千円】(学校給食センター)

- ・学校給食費の徴収・管理
- ・学校給食用食材の調達
- ・中学校3年生の学校給食費無償化に伴う、学校給食の提供を受けていない生徒、市外の中学校等に通学する生徒への「学校給食費無償化給付金」の給付

○日向市学校給食センター管理運営費 【51,041 千円】(学校給食センター)

- ・施設・設備等の各種点検及び機器等の長寿命化対策ほか

○小中学校各校整備事業 【89,200 千円】(教育総務課)

- ・教室に係る照明設備について、全室LED化を実施

- ・体育館床改修
- ・スマートロックドア改修
- ・プール改修工事

2-1 生涯学習・青少年健全育成の推進

- 公民館主催講座事業 【5,448千円】（文化・生涯学習課）
 - ・市民が生涯にわたって学習ができるような機会の提供と魅力的な講座等の実施
- 青少年育成協働事業 【2,609千円】（文化・生涯学習課）
 - ・地域教育力活性化推進事業ほか
- ふるさと再発見！子どもの夢実現サポート事業 【1,492千円】（文化・生涯学習課）
 - ・夢に向かって挑戦する子どもへの支援
 - ・地域資源の再発見による学習機会とふるさとへの愛着を育む機会の創出
- 放課後子ども教室推進事業 【14,193千円】（文化・生涯学習課）
 - ・放課後等における児童の安全で安心して過ごすことのできる居場所の確保
- 図書館機能の充実・読書活動推進事業 【12,463千円】（図書館）
 - ・図書資料の購入、児童サービス、図書館ボランティアの育成
- 移動図書館事業 【3,377千円】（図書館）
 - ・学校や施設等のサービスポイントへ巡回、貸出しを行う移動図書館車の運行
- 電子図書館運営事業 【2,020千円】（図書館）
 - ・「ひゅうがデジタル図書館」の運営、電子書籍コンテンツの購入

3-1 文化芸術の振興

- 芸術文化事業 【8,566千円】（文化・生涯学習課）
 - ・小中学生のための文化芸術鑑賞教室の開催支援
 - ・市美術展覧会の鑑賞推進
- 牧水顕彰事業 【5,022千円】（文化・生涯学習課）
 - ・青の國若山牧水短歌大会、牧水・短歌甲子園、牧水祭の開催
- 日向市文化交流センター施設管理運営費 【143,806千円】（文化・生涯学習課）
 - ・大規模改修工事に伴う基本設計及び実施設計
 - ・変圧器更新工事

- 重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業 【4,978 千円】（教育総務課）
 - ・日向市伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催
 - ・日向市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく修理・修景の補助

- 文化財の保存と活用に要する経費 【10,480 千円】（教育総務課）
 - ・指定文化財の維持管理、未指定文化財の調査、埋蔵文化財の対応

4-1 人権・平和の尊重

- 中学生平和交流事業 【1,238 千円】（教育総務課）
 - ・戦争の悲惨さと平和の尊さについての理解を深めるための沖縄県への中学生派遣
 - ・学童疎開が縁で交流を続けている沖縄県浦添市の中学生訪問団の受け入れと交流

Ⅳ 施策の展開

令和8年度の教育施策について、主な施策は以下のとおりです。

(これらの施策は、日向市教育大綱の基本方針1～4から展開しています。)

1-1 学校教育の推進

(1) 小学校・中学校教育等の充実

- 就学前教育の推進
 - ・幼保小連絡協議会の開催による情報交換や合同研修等の実施
 - ・日向市「スタートカリキュラム」を活用した連携
 - ・一日体験入学や合同での行事の実施
- キャリア教育の推進
 - ・「よのなか教室」の充実による学ぶ意欲の向上と郷土愛の醸成
 - ・地域やPTA、企業等との積極的な連携協力
 - ・「14歳のよのなか挑戦」の充実
 - ・キャリア教育の視点を軸とした教育活動の充実
- 小中一貫教育の推進・検証
 - ・各中学校区におけるランドデザインの検証・実践
 - ・アンケート調査結果を基にした小中一貫教育の成果と課題の整理
 - ・義務教育学校等の設置に向けた基本計画の策定
- コミュニティ・スクールの推進
 - ・学校・保護者・地域が一体となり、子どもたちを育成するコミュニティ・スクールとしての仕組みの構築・推進
 - ・地域学校協働本部の活性化
- 学力向上・授業力向上の推進
 - ・学力向上担当専任指導主事（1名）の配置
 - ・授業力向上に関する研修等の実施
 - ・授業力向上に関する学校への指導助言
 - ・学校支援訪問の充実
 - ・学校の教育力を高める教育研究所の運営
 - ・諸学力調査の結果分析及び学びの確認、見届け・改善の徹底
- 教育の情報化の推進
 - ・各小中学校での校務支援システムの効果的な利活用の推進
 - ・ICTの効果的活用を図った授業の推進（オンライン授業・家庭での活用含む）
 - ・プログラミング教育の充実
 - ・デジタルドリルの活用
- 読書指導の充実のための環境整備
 - ・学校図書館司書（8名）の配置
 - ・ひゅうがデジタル図書館の活用
- 外国語教育の充実
 - ・外国語担当専任指導主事（1名）の配置
 - ・小学校外国語活動、小学校・中学校外国語科の充実や成果の検証
 - ・外国語指導助手（ALT）（3名）の配置や効果的な活用

○日向市育英奨学金制度の適切な運用

(2) 教職員の育成と働き方改革

○教職員の働き方改革の推進

- ・スクール・サポート・スタッフ（13名）の配置
- ・部活動指導員（20名）の配置

(3) 特別支援教育の充実

○学習支援の体制づくり

- ・特別支援教育担当専任指導主事（1名）の配置
- ・県教育委員会との連携による特別支援学級、通級指導教室の開設、運営
- ・特別支援教育支援員（28名）の配置と活用
- ・医療的ケア児への支援体制の構築

○個性や特性に応じた指導の実施

- ・通級指導教室チャレンジ教室ひなた等による支援の充実

○関係機関との連携推進

- ・就学支援、就学相談体制の充実
- ・教育支援委員会の開催

1-2 教育環境の充実

(1) 安全・安心な教育環境の整備・充実

○生徒指導の充実による諸問題の早期発見と早期解決

- ・「日向市いじめ防止きずなプラン(いじめ防止基本方針)」と各学校の『きずなプラン』の推進
- ・毎月のアンケート、教育相談の実施
- ・児童虐待の早期発見及び対応

○教育相談が行いやすい環境づくり

- ・生徒指導担当専任指導主事（2名）の配置
- ・スクールソーシャルワーカー（2名）の配置
- ・県が配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・市及びPTA等関係機関、児童相談所、警察等との連携強化

○教育支援センターひまわりラウンジによる支援の充実

- ・教育相談指導員（3名）の配置と各学校との連携

○校内教育支援センター（財光寺中学校）による支援の充実

- ・教育相談支援員（2名）の配置と生徒支援の充実

○学校施設の計画的な整備

- ・老朽化した設備等の改修
- ・防災・減災機能の強化推進
- ・省エネルギー機器の導入
- ・学校施設・設備の適正な維持保全

○将来の学校施設整備の在り方の検討

- ・学校再編計画策定の取組

- 要・準要保護児童生徒の援助
 - ・学用品費や学校給食費、修学旅行費等の援助
 - ・新入学学用品費の就学前支給
- 教育委員会の円滑な会議運営及び研修等の受講

(2) 学校給食の充実

- 学校給食の充実
 - ・栄養バランスのとれた安全で安心な学校給食の提供
 - ・衛生管理の徹底と適切な施設管理運営
 - ・調理器具の更新と設備機器の適切な維持管理
- 学校給食の運営
 - ・学校給食費の徴収・管理
 - ・学校給食食材の調達
 - ・小学生及び中学校1年・2年生の学校給食費に対し、国の交付事業等を活用し保護者の負担軽減
 - ・中学校3年生の学校給食費無償化を継続し、学校給食の提供を受けていない生徒等への「学校給食費無償化給付金」の給付の実施

(3) 児童生徒を大切にす教育の推進

- 健康診断の実施とその結果を活用した健康管理、指導の充実
 - ・学校健（検）診の実施
 - ・小児生活習慣病の予防啓発
 - ・歯科保健指導の充実、フッ化物洗口によるむし歯予防の推進
- 食育の推進
 - ・「弁当の日」の実施
 - ・栄養教諭の派遣による食育授業の実施

2-1 生涯学習・青少年健全育成の推進

(1) 生涯学習の充実

- 生涯学習に関する情報の発信
 - ・「生涯学習だより」の発行
- 主催講座の実施
 - ・講師による体系的な学びの提供
 - ・手工芸、料理、スポーツなど多様な体験
- 生涯学習人材バンク（日向きらめき人）の利用促進
- 障がいのある方にも参加しやすい主催講座の構築

(2) 社会教育団体の育成

- 社会教育団体の活動支援と協働による事業推進
 - ・市子ども会育成連絡協議会、市PTA協議会

(3) 図書館サービスの充実

- 誰もが利用しやすい環境整備と運営
 - ・開館時間の延長、休館日の見直し
 - ・読書バリアフリーや移動図書館車運行の充実
 - ・静かすぎない、飲食可能な図書館の整備
- 資料の収集・整理・保存
- 電子図書館サービスの実施
- インターネット閲覧用パソコン設置やレファレンスサービス等、学習活動の支援
- インターネットによる図書の予約・リクエスト等、利便性の向上
- 公式LINE及び図書館ホームページの利活用
- 歴史教育、文化教育に関する資料の充実、企画展示の実施
- 複合的な機能を備えた新たな図書館整備に向けた検討
- 「第3次日向市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動の推進
- 学校や地区公民館図書室と連携した読書の楽しさを伝える環境づくり
- 市民との協働による図書館づくり

(4) 青少年の健全育成

- 家庭及び地域社会がもつ教育力の向上
- ふるさと日向市の良さの再発見
- 遊びと学びの情報誌「みらくるキッズ」の発行

3-1 文化芸術の振興

(1) 文化芸術活動の促進

- 文化施設の積極的な活用と利用促進
- 文化施設の適切な管理運営
- 芸術文化活動の充実
 - ・総合文化祭芸術部門の開催
 - ・市美術展覧会の開催と鑑賞推進
 - ・各種芸術文化行事の後援
 - ・文化賞の授与と受賞者の顕彰
 - ・芸術文化団体の育成
- 市民や団体の芸術文化活動の促進
- 「日向市文化振興計画」に基づいた文化振興

(2) 文化財等の保存・継承・活用

- 美々津伝統的建造物群保存地区の保存・整備と活用
 - ・伝統的建造物群保存地区保存事業による建造物の修復、修景事業
 - ・美々津の歴史的町並みを守る会の育成・支援
 - ・歴史民俗資料館、美々津軒、まちなみセンター、旧備前屋の保存と公開活用
 - ・伝建選定40周年記念事業の実施
- 指定文化財の保存と活用
 - ・国、県、市指定文化財の保存と活用

- ・細島みなと資料館、関本勘兵衛家住宅の保存と活用
- ・天然記念物の調査及び保護・啓発
 - アカウミガメの産卵調査、保護及び啓発
 - カモシカの生息調査、保護及び啓発
- ・未指定文化財の調査
 - 矢野氏庭園
 - 文化財悉皆調査
- 埋蔵文化財の保存と活用
 - ・埋蔵文化財包蔵地の開発調整
 - ・出土遺物の保存と管理
 - ・河原遺跡発掘調査に伴う整理作業および報告書作成

(3) 地域の先人の顕彰と活用

- 先人を生かした顕彰活動の推進と情報発信
 - ・牧水祭の開催
 - ・牧水かるた大会の開催
 - ・青の國若山牧水短歌大会の開催
 - ・牧水・短歌甲子園の開催
 - ・若山牧水賞の授与と受賞者の顕彰
 - ・日向若山牧水顕彰会等との連携と活動支援
- 若山牧水記念施設の適切な管理運営

4-1 人権・平和の尊重

(1) 人権・同和教育の推進

- 人権・同和教育の充実
- 市人権・同和教育研究大会の充実
- 教育集会所活動への支援
- 学校人権・同和教育の推進
 - ・市学校人権・同和教育推進協議会活動の充実
 - ・いのち、愛、人権展の開催
- 社会人権・同和教育の推進
 - ・人権講座の開催

(2) 人権・同和行政の推進

- 人権に関する講演会の開催、市民の人権擁護

(3) 平和を尊ぶ意識の醸成

- 平和に関する教育や啓発
 - ・中学生平和交流団の派遣（沖縄・長崎）
 - ・沖縄県からの中学生平和交流団の受入・交流

日向市の教育

日向市では、恵まれた地域文化や自然、先賢の精神などの本市の豊かな教育資源を生かしながら、学校・家庭・地域が一体となって、幼児期から中学校を卒業するまでのつながりのある教育の中で今求められている力を身に付けさせることにより、「確かな学力と豊かな人間性を身に付け、ふるさとを愛し、たくましく未来を切り拓く『生きる力』を備えた子ども」を育成することを目指します。

本市学校教育の目指すべき方向 「日向学びの学校」

9年間の義務教育を見据え、「小中一貫教育」、「キャリア教育」、「コミュニティ・スクール」、「幼保小連携」の4つを軸としながら、「自律的な学び」、「居場所づくり」、「インクルーシブ教育」の3つを重点推進項目として、こどもたちが安全・安心な学びの場において、自ら考え、判断し、行動・表現し、結果を振り返りながら、将来の夢を実現できるよう推進することで、未来へつながる児童生徒の育成を目指します。



日向市同和教育基本方針

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題である。この解決に果たす教育の役割はきわめて大きい。

本市の同和教育は、教育基本法の理念のもとに、すべての学校及び地域社会において人間尊重の教育をより深く推進するとともに、部落差別に対する科学的認識を深め、広い人類愛に裏付けられた、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成をめざすものである。

1 学校教育においては、児童生徒の発育段階及び地域の実情に即し、各教科・領域等の特質に応じて、人間尊重の教育の充実に努める。

また、同和地区の児童生徒の健全な発達や教育の機会については、それがそこなわれることのないよう留意し、進路指導の充実に努める。

2 社会教育においては、各種の学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を積極的に取り入れ、同和問題を正しく認識し、その解決に当たるよう努める。

3 同和教育を積極的に推進するため、意欲と実践力に富んだ指導者の養成、研修の充実に努める。

同和教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、関係機関ならびに関係諸団体との連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て推進する。

日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)その他の差別の解消を目的とした法令及び日向市人権尊重都市宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、性的少数者等への差別などのあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重され、もって互いに認め合い、それぞれの個性を生かしたまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(市民の責務)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、あらゆる差別をなくすため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、市民と協力し、効果的な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

(実態調査)

第7条 市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調としてあらゆる教育の場を通じ、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県人権教育基本方針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権施策基本方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動を通して人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

日向市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)

第1条の4第1項の規定に基づき、日向市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

(1) 教育、学術及び文化・体育の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議

(4) その他会議に必要とされる事項

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

日向市総合教育会議組織

役 職	氏 名
日向市長	西村 賢
教育長	三樹 和幸
教育委員	垣内 正俊
教育委員	是澤 利保
教育委員	黒木 智美
教育委員	児玉 広美

事務局：総合政策部総合政策課